

# **地域おこしめっせ 2017**

出展社募集のご案内

2017年8月

一般社団法人日本印刷産業連合会

## 地域おこしめっせ 2017 ~地域ブランドを掘り起こす印刷会社と仲間たち~

### 出展ご参加のお願い

今般、インバウンド事業の拡大とともに、各地域の文化資源や産業資源を魅力あふれる地域資源として掘り起こすと同時に、地域のブランド化をおし進め、情報資源として一般に公開していくことがますます重要になってきています。

そうしたなかで、今回、地域おこし事業の広がりやの輪を一層強化していくための印刷業界初の試みとして「**地域おこしめっせ 2017~地域ブランドを掘り起こす印刷会社と仲間たち~**」を開催する運びとなりました。ぜひ本イベントを通じて、印刷産業の新たな展開に注目しつつ、地域おこしの芽を大きく育て、地域と連携した様々な活動を広くアピールしていくことができれば、誠にうれしく存じます。

つきましては、多くの事業者様、関係団体の皆様多数の出展ご参加をいただくことを心より期待しています。何卒、よろしくお願い申し上げます。

### 記

■日 時：平成 29 年 9 月 27 日（水）～30 日（土）10 時 ～ 16 時（最終日は 15 時まで）

■会 場：大阪国際交流センター 大阪市天王寺区上本町 8-2-6 Tel：06-6773-8182

近鉄大阪上本町駅徒歩 7 分、市営地下鉄谷町線・千日前線 谷町九丁目駅・四天王寺前夕陽ヶ丘駅徒歩 10 分

・展示会 1F ギャラリー（入場無料）

・ワークショップ・セミナー 2F C-D 会議室（入場無料）

■対 象：地域おこしに関心のある市民の皆様、学生、企業、団体他

■展示会出展料：30,000 円／一小間（税込）

■展示会出展申込み期限：2017 年 8 月 10 日（木）

■展示会出展申込み先：（一社）日本印刷産業連合会「**地域おこしめっせ**」事務局

E-mail：info.qns.dp@jfpj.or.jp TEL：03-3553-6051 FAX：03-3553-6079

■出展申込み方法：出展参加申込用紙（別紙）に必要事項を記入後、**地域おこしめっせ**事務局まで FAX または E-mail でお申込みください。（先着順にて決定させていただきます）

展示内容：（販売可。試飲等は内容の事前確認が必要ですので必ずご相談ください）

- ① 地域連携ゾーン 地域の大学、商工会議所、観光団体等との連携を推し進めるなど、地域商店街の活性化に貢献している事例等を展示紹介します。
- ② 地域ブランドゾーン ゆるキャラ他、各地域が独自に企画開発し商標化を行っている地域ブランドの展開事例を展示します。
- ③ インバウンドゾーン 多言語翻訳などインバウンド事業に対応した地域観光サービス事業等の実施事例を展示します。
- ④ 市民交流ゾーン 市民参加型イベントコーナーなど。
- ⑤ 知財ゾーン 「こんなときどうする?!」地域ブランドの成功事例を紹介します。

# 「地域おこしめっせ2017」 出展小間仕様

各社テーマプレート

(例) 「地域ブランド力を掘り起こす地域情報コミュニケーションのモデル事業を展開 (一社)日本印刷産業連合会 (東京中央区)」

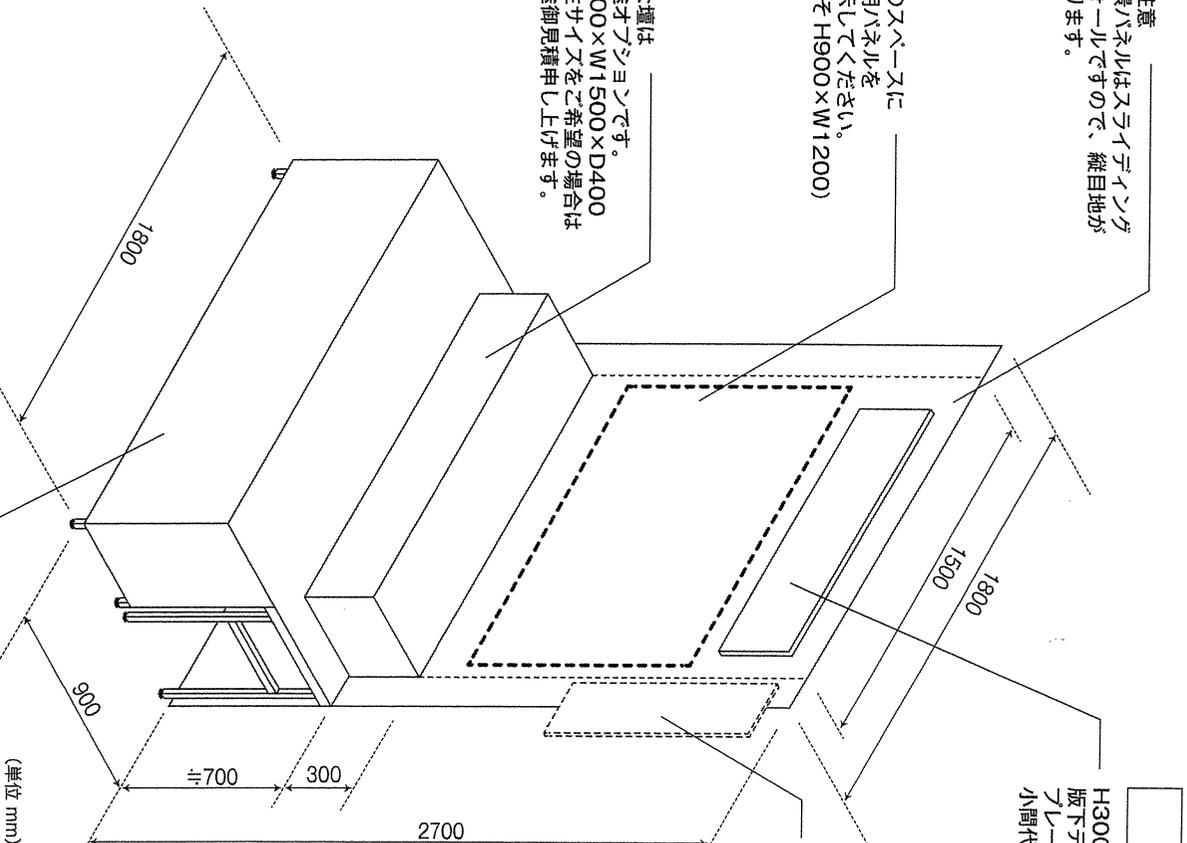
ご注意  
背景パネルはスライディング  
ウォールですので、縦目地が  
入ります。

このスペースに  
説明パネルを  
展示してください。  
(およそH900×W1200)

ひな壇は  
別途オプションです。  
H300×W1500×D400  
特注サイズをご希望の場合は  
別途御見積申し上げます。

H300×W1200×t5  
版下データはご支給ください。  
プレート作成および取付は  
小間代金に含まれます。

コーナータイトルプレート  
H900×W250×t5  
※別途 (主催者製作)



テーブル(H700×W1800×D450)  
×前後2台にクロス(白)掛け。  
小間代に含まれます。

ひな壇は別途オプション  
(¥10,800.-税込)



申込期限 8月31日(木)

# 「地域おこしめっせ 2017」出展申込書

主催：日本印刷産業連合会

共催：大阪府印刷工業組合

2017年9月27日(水)～9月30日(土) 会場：大阪国際交流センター1F ギャラリー

申込日 平成29年 月 日

当社(出展者)は、展示会「地域おこしめっせ 2017」に出展を申込みいたします。

また、本展示会で定める出展規約(裏面)および主催者が必要と認めるその他の追加規約を遵守することに同意します。

企業名・団体名	
部署名	
氏名(ふりがな)	
印刷関連所属団体名	
住所	〒
電話・FAX	
Eメールアドレス	

## ●展示内容

展示ブース小間数	_____ 小間×3万円 (合計 _____ 万円)
ブース表示名(社名) (社名の後に県・市名を記載)	( _____ 市・区)
展示概要説明 (日印産連ホームページに掲載します) 文字数 200 字程度	
展示物(概要)	(点数・サイズ・厚さ・重量等)
POP 印刷物 電子機器 パネル その他	

**申込書送信先：<E-Mail>info.qns.dp@jfpi.or.jp <FAX> 03-3553-6079**

<お問合せ先> 日本印刷産業連合会「地域おこしめっせ」事務局 大島

〒104-0041 東京都中央区新富1-16-8 日本印刷会館 TEL:03-3553-6051 FAX:03-3553-6079

E-Mail: ooshima@jfpi.or.jp

## 出展規約

### 第1条（規約の履行）

本展において展示、セミナー等をおこなう企業・団体等（以下出展者という）は、以下に記載する各規定及び主催者の指示を遵守しなくてはなりません。これらに違反した場合もしくは第三者への迷惑行為・公序良俗に反する行為があると主催者が判断した場合、主催者は出展申込の拒否、出展契約の解約、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の指示を、それぞれ行うことができます。その際、出展者から事前に払われた費用の返還及び出展契約の解約、小間・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展者及び関係者の損害について、主催者は一切保障しないと、主催者に損害があった場合には出展者にその金額を賠償していただきます。

### 第2条（出展資格）

出展者は主催者が定める展示会の開催趣旨に合致する法人・個人とします。主催者は出展者に対して出展審査を行い、「出展申込書」記載事項の記入漏れや不備等の有無のほか、出展内容が本展の趣旨に沿うものであるか等を確認し、出展の可否を決定します。

### 第3条（出展契約の成立）

出展者が出展申込書を提出し、主催者がそれを受理した日をもって、出展契約の成立とします。

### 第4条（出展料の支払い及び出展キャンセル・取消し）

1.出展者は、期日までに指定銀行口座に出展料を支払わなければなりません。なお、振込手数料は出展者の負担となります。期日までに出展者から出展料の支払いがない場合、主催者は出展申込を取消すことができます。

◆指定銀行口座 三菱東京UFJ銀行築地支店 普通預金 0485975 一般社団法人 日本印刷産業連合会

（ジャ）ニホンインサツサンギョウレンゴウカイ

2.出展申込後、出展者が出展のすべて又は一部の取消し・解約をする場合、出展者は書面にて主催者に届け出た上、以下のキャンセル料を主催者に支払わなければなりません。

◆「出展申込書」受領日から2017年9月8日（金）まで／請求金額の50% 2017年9月9日（土）以降／請求金額の100%

### 第5条（展示スペース・小間の割当）

1.展示スペース・小間配置の全体レイアウトは、主催者にて決定します。出展者は、その結果に従わなければなりません。

2.主催者が認めた場合を除き、出展者は展示スペース・小間の全部又は一部を他者に対して譲渡・交換・貸与等することはできません。

3.出展キャンセル等があった場合、主催者は説明会で発表した展示スペース・小間配置の全体レイアウトを変更することができます。

### 第6条（展示に関する規約）

1.「出展申込書」に記載された法人・個人の製品・サービス等が展示対象となります。「出展申込書」に記載のない関連・関係会社及びグループ・提携関係にある法人・個人の、製品・サービス・ロゴマーク等は、小間内で名称等を掲出できません。

2.装飾・展示物等の搬入・搬出及び展示方法等は、主催者の指示を遵守しなければなりません。

3.出展者は通路等自者展示スペース・小間内以外の場所で、展示、宣伝、営業行為等を行うことはできません。

4.迷惑行為等があったと主催者が判断した場合は、その中止、変更及び禁止をいつでも命じることができます。又、出展者はそれに従わなければなりません。

5.出展者は展示会場に適用されるすべての防火及び安全法規・行政指導を遵守しなければなりません。

6.出展者間又は出展者と来場者間における商談・契約内容等に関して主催者は一切の責任を負いません。

7.会期中は、主催者が会場全般の整理・管理にあたります。ただし、小間内の管理には責任を負いません。出展者は責任をもって小間内の運営・来場者の安全確保・出展物の管理を行って下さい。出展物への保険等は、出展者の責任で行って下さい。

### 第7条（損害責任）

1.出展者は主催者の指示及び本規約等に違反した場合又は違反していることが判明した場合、そのことが原因による主催者に生じた損害のすべてを主催者に対して賠償しなければなりません。又、出展者及びその従業員・関係者等の過失による展示会場内及びその周辺の建築物・設備に対する損害はすべて出展者が賠償しなければなりません。

2.主催者はいかなる場合においても、出展小間内並びに出展者及びその従業員・関係者等に関する盗難・紛失・損傷・天災等不可抗力による事故・傷害・損傷等に対し、一切の責任を負いません。

3.主催者は天災、地震その他不可抗力の原因により本展示会を中止又は中断することがあります。この場合、主催者は支払うべき経費を支払った後、残金があった場合には、出展者が既に支払った出展料に応じて残金を出展者に払い戻します。ただし、中止・中断によって生じた出展者及び関係者の損害は補償しません。

4.主催者は自然災害・交通機関の遅延・社会不安等によって生じた出展者及びその従業員・関係者等の損害は補償しません。

### 第8条（個人情報の取り扱いについて）

1.出展者は本展示会を通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得をしなければなりません。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用し、特に第三者提供を行う場合は、必ず個人情報の情報主体から同意をとらなければなりません。

2.出展者は本展示会を通じて取得した個人情報について、法律に定められた安全管理を遵守した適切な管理・運営をしなければなりません。

3.出展者は本展示会を通じて取得した個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、苦情の訴え等を受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な管理・運営をしなければなりません。

4.出展者が本展示会を通じて取得・管理・運営する個人情報の情報主体又は情報主体と主張する者との間で紛争が生じた場合、両方で協議して当該紛争を解決すべきものとし、主催者はその際、一切の責任を負いません。

### 第9条（補充規定）

主催者は必要に応じ、出展規約に明示されていない規定を追加で制定できます。補充される規定は出展契約の一部となり、出展者はこれを遵守しなければなりません。